

JFS-C 認証ロゴ取扱規程	発行日 2016-12-22	文書番号 C01P03
	改定日 2021-04-09	改定番号 R05

JFS-C 認証ロゴ取扱規程

1. 目的

この文書は、一般財団法人食品安全マネジメント協会(以下、「当協会」という)と「JFS-C スキーム認証/認証プログラム文書に関する契約書」(以下、「契約」という)を締結した認証機関(以下、「認証機関」という)と、その認証機関からJFS-C規格の認証を受けた組織(以下、「認証組織」という)が、当協会のJFS-C認証ロゴ(以下、「ロゴ」という)を使用する場合の要求事項について定める。

2. ロゴの定義

ロゴは、協会の登録商標であり(商標登録第 5974780 号)、認証機関または認証組織がその認証の地位を示すために、協会によって交付されるマークであり、構成は図1に示すとおりである。



図1 認証ロゴの構成 (JFS-C)

3. 適用

3.1 認証機関による使用

(1) ロゴの使用

- 1) 認証機関は、ロゴの管理方針を持たなければならない。
- 2) 認証証にロゴを使用する際には、認証機関及び認定機関それぞれのロゴマークと一緒に掲載しなければならない。ただし、認証機関が認定機関による認定を受けていない時点においては、認定機関のロゴマークを認証証に掲載してはならない。この場合、認証機関が認定を受けた後に、認定機関のロゴマークを追加的に掲載した認証証を発行して差し替えなければならない。

(2) 清刷の使用

- 1) 認証機関は、付属書「JFSM ロゴデザインマニュアル」に従い、ロゴの保存形式及び所定の解像度(pixel/inch)が特定された電子的画像データ(以下、「清刷」という)を、解像度や色調など品質の低下を招かないよう適切に複製して使用しなければならない。なお、清刷は、協会との間で契約を締結した後、協会が認証機関に提供する。
- 2) 協会が提供したデザインに変更(分解、組み替え等)を加えて使用してはならない。
- 3) ロゴを縮小または拡大して表示する場合は、清刷の縦横比を維持し、これを変更してはならない。

JFS-C 認証ロゴ取扱規程	発行日 2016-12-22	文書番号 C01P03
	改定日 2021-04-09	改定番号 R05

4) 名刺等においてやむをえず白黒表示とする場合は、**付属書**「JFSM ロゴデザインマニュアル」に記載の白黒印刷用指定のカラーを使用するものとする。なお、認証証本紙における白黒表示は認めない。

(3) 清刷の管理

- 1) 認証機関は、協会が提供した清刷を適切に管理しなければならない。
- 2) 認証機関が、第三者に清刷の複製を提供する場合、提供を受けた者に対して清刷を適切に管理するよう要求しなければならない。

(4) ロゴの使用期間

認証機関は、協会との契約の有効期間において、ロゴを使用することができる。

(5) 違反に対する措置

認証機関がこの文書の要求事項に違反した場合、協会は、是正処置の要求、ロゴ使用許諾の取消、違反の公表または法的措置等の適切な処置を講ずる。

3.2 認証組織による使用

(1) 認証組織に対する要求事項

認証機関は、認証組織に対し、拘束力のある取決めをもって、以下の事項を要求しなければならない。

1) ロゴの使用方法

- a) 認証組織は、ロゴを使用する際には、認証機関のロゴマークを併記しなければならない。
- b) 認証組織は、本規程及び**付属書**「JFSM ロゴデザインマニュアル」を遵守するとともに、認証の趣旨に反してロゴを使用しないように細心の注意を払わなければならない。
- c) 認証組織は、協会及びJFS規格の信用またはイメージを損なう恐れのある一切の行為を行ってはならない。
- d) 名刺等においてやむをえず白黒表示とする場合は、**付属書**「JFSM ロゴデザインマニュアル」に記載の白黒印刷用指定のカラーを使用する。
- e) 認証組織は、第三者がロゴの商標権その他の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに協会に通知しなければならない。
- f) 使用する際には、マークの下部にJFSMが発行した登録番号を記載する。

2) 清刷の使用及び管理

認証組織は、認証機関と同様に、3.1(2)及び(3)に基づいて清刷を使用及び管理しなければならない。

3) ロゴ使用の範囲

- a) 認証組織は、認証の対象範囲を第三者に誤認させるおそれのある方法でロゴを使用してはならない。

(例)

- ・ 認証の対象範囲と異なる製造工程についてロゴを使用すること
- ・ 認証の対象範囲と異なる製造場所において勤務する従業員がロゴを使用すること

JFS-C 認証ロゴ取扱規程	発行日 2016-12-22	文書番号 C01P03
	改定日 2021-04-09	改定番号 R05

b) 認証組織は、**付属書**「JFSM ロゴデザインマニュアル」に従い、宣伝用資料、封筒、名刺等の印刷物、ウェブサイト等にロゴを使用することができる。なお、製品自体にロゴを使用することはできない。

4) ロゴの使用期間

認証組織は、JFS-C 規格の認証の有効期間(認証日から認証の取り消しまたは取下げの日まで)のみ、ロゴを使用することができる。

5) 紛争解決

認証組織は、ロゴの使用に関して第三者との係争、審判または訴訟等がある場合には、協会に報告し、その対応を協会と協議しなければならない。なお、係争、審判または訴訟等に要した費用(弁護士費用及び訴訟費用等を含む)は、認証組織が負担する。

6) 損害賠償

認証組織がロゴの使用により第三者に損害を与えた場合には、当該認証組織がその損害について責任を負い、協会は一切の損害賠償責任を負わない。

7) 報告

認証組織は、協会からの要請がある場合は、ロゴの使用実態を報告し、ロゴを使用した印刷物等を提出しなければならない。

(2) 禁止事項

認証組織は、以下のようなロゴの使用をしてはならない。

- 1) 3.2(1)に定める要求事項及び**付属書**「JFSM ロゴデザインマニュアル」に反する使用
- 2) その他、法令や公序良俗に反する使用

(3) 違反に対する措置

認証組織が 3.2(2)に該当する使用をした場合には、協会は、必要に応じて次の措置を講ずることとする。

- 1) 是正のための改善要求
- 2) 警告
- 3) ロゴ使用許諾の取り消し
- 4) 認証組織名の公表
- 5) 法的措置

改版 (Version)	発行日 (Issue Date)	改定履歴 (Revision History)
	2016-12-22	初版
R01	2017-10-17	
R02	2017-9-15	
R03	2017-11-21	
R04	2018-10-16	
R05	2021-03-00	認証プログラム文書 Version 3.0 の改版に伴い見直し

付属書

JFSM ロゴデザインマニュアル



Japan
Food
Safety
Management
Association

一般財団法人 食品安全マネジメント協会

一般財団法人 食品安全マネジメント協会 登録証用ロゴデザイン **C 規格 pattern-2**



プロセスカラー：● M100+Y100

RGB：● R230+B18

特色：● TOYO COLOR FINDER **CF10101**

プロセスカラー：● BL100

RGB：● R35+G24+B21

特色：● TOYO COLOR FINDER **CF97C 墨**

プロセスカラー：● C70+M10

RGB：● R29+G173+B229 *

特色：● TOYO COLOR FINDER **CF10390**

* Adobe Illustrator 上での変換値です

一般財団法人 食品安全マネジメント協会 登録証用ロゴデザイン **A 規格 pattern-2** (白黒印刷用指定)

B 規格 / C 規格も同様です

***左右寸法は 12mm 以上での使用を推奨**

